◆リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1．破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
破綻先債権（A）	128	52
延滞債権（B）	2,425	2,479
合計（C）＝（A）＋（B）	2,553	2,531
担保・保証額（D）	1,401	1,380
回収に懸念がある債権(E)=(C)−(D)	1,151	1,151
個別貸倒引当金（F）	875	863
同引当率（G）＝（F）／（E）（%）	76.0	74.9

2．3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
3ヶ月以上延滞債権（H）	−	−
貸出条件緩和債権（I）	738	620
合計（J）＝（H）＋（I）	738	620
担保・保証額（K）	374	280
回収に管理を要する債権(L)=(J)−(K)	364	340
貸倒引当金（M）	73	81
同引当率（N）＝（M）／（L）（%）	20.1	23.9

3．リスク管理債権の合計額

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
（C）＋（J）	3,292	3,152

（注）1.「破綻先債権」（A）とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」（B）とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」（H）とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」（I）とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額（A、B、H、I）は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」（D、K）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「個別貸倒引当金」（F）は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権（A）・延滞債権（B）に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8.「貸倒引当金」（M）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権（H）・貸出条件緩和債権（I）に対して引当てた額を記載しております。

◆金融再生法開示債権

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	697	765
危険債権	1,861	1,770
要管理債権	738	620
正常債権	68,999	69,239
合計	72,297	72,396

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

◆金融再生法開示債権保全状況

（単位：百万円）

区　　分		平成29年度	平成30年度
金融再生法上の不良債権（A）		3,297	3,156
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	697	765
	危険債権	1,861	1,770
	要管理債権	738	620
保全額（B）		2,730	2,609
	貸倒引当金（C）	950	945
	担保・保証等（D）	1,779	1,664
保全率（B）／（A）（%）		82.7	82.6
担保・保証等控除後債権に対する引当率（C）／（（A）−（D））（%）		62.6	63.3

（注）貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

◆不良債権比率

区　　分	平成29年度	平成30年度
金融再生法上の不良債権／債権額合計（%）	4.56	4.36

◆貸倒引当金内訳

（単位：千円）

内　　訳	平成29年度		平成30年度	
	残　高	増減額	残　高	増減額
一般貸倒引当金	197,090	31,470	266,478	69,387
個別貸倒引当金	1,081,610	▲211,129	1,068,035	▲13,575
合　　計	1,278,700	▲179,659	1,334,514	▲55,813

◆貸出金償却額

（単位：千円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
貸出金償却	8,653	28,346